

調査と情報

編集・発行
 (株)農林中金総合研究所 基礎研究部
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3
 TEL.03-3243-7331
 FAX.03-3246-1984
 URL: http://www.nochuri.co.jp
 E-mail: sugano@nochuri.co.jp

日本経済にとって一九九〇年代は「失われた十年」と称されることがある。確かに、バブル経済崩壊以降、不良債権問題、金融問題に揺れ財政が一層悪化するなど、経済が停滞した十年であった。しかし、その一方で、九〇年代は旧来型の政治・行政構造の見直しが進んだ、改革の十年でもあった。明治維新以降の日本は中央集権的な国家体制を確立し、欧米に追いつけ追い越せという合言葉のもと政府の官僚が欧米の制度を学んで政策を立案し、それを都道府県・市町村を通じて実行に移していくという手法がとられてきた。この構造は戦後新憲法が成立してから引き継がれ、中央官庁の官僚が作成した法案を国会が審議・承認し、財政資金(補助金・交付金)を全国に配分するという仕組みが続けられてきた。一方、地方はその補助金を確保するため競って中央に対する陳情を行った。こうした構造に対する批判はかねてからあり、七〇年代には「地方の時代」、「地域主義」が唱えられ、農林業においても「地域農業」、「地域林業」、「自治体農政」が唱えられたが、制度面では中央集権的構造が依然として維持されてきた。それが九三年の連立政権誕生以降大きく転換する。九五年に地方分権推進法が成立し五次にわたり地方分権推進委員会勧告が行われ、九九年には地方分権一括法が成立し、中央が地方を下部機関として位置付ける根拠となっていた機関委任事務制度が廃止された。

「地方分権」をどう進めるか

ところで、地方分権は理念としてはいいが、本来の意義とは異なる方向で利用される危険性があることに留意する必要がある。例えば、地方分権の一環として農振法と都市計画法の改正が行われ、農振地域や都市計画区域の指定が地方自治体の権限になったが、土地利用計画の地方分権化は規制緩和論とともに出てきたため問題点も含んでいる。つまり、地方自治体が確固たる理念を持って土地利用計画を策定・運用すればいいが、開発業者の声に押され「地域経済の活性化」の名のもとに農地が侵食される懸念が指摘されている。

また、財源問題も重要な課題である。今後、地方自治体は自主財源の比率を高める方向に向かっていくであろうが、中山間地域の市町村の財政はこれまで地方交付税に頼ってきたおり自主財源に乏しい。財政的裏付けなしに地方分権は不可能であり、財源問題は今後の大きな課題である。

いずれにせよ、地方分権はまだ出発点に立つたに過ぎない。今後、地方分権を実りあるものにするためには地方自治体の企画力の向上が必要である。また住民によるチェック機能が不可欠であり、そのためには情報公開の一層の充実が求められる。地方の主体性、住民参加、情報公開を拡充し、地域の問題は地域で決めるという地方自治の理念を具体化していくことが国民主権の実質化につながるという。 (主任研究員 清水徹朗)

今月のテーマ：これからの森づくり

- | | | | |
|---------------------------|-----|-------------------------------|----|
| 「地方分権」をどう進めるか..... | 1 | ぶっくレビュー『流域の環境保護—森・川・海と人びと』... | 9 |
| これからの森林組合活動について..... | 2 | あぜみち..... | 10 |
| 林間放牧と中山間等地域対策..... | 3~4 | 虹のかけ橋..... | 11 |
| 貨幣による農業の多面的機能評価の問題点...5~6 | | 統計の眼「准組合員はなにを求めているか」... | 12 |
| 生活提案型の産直住宅を目指して..... | 7~8 | 編集後記..... | 12 |

寄稿

これからの森林組合活動について

宮崎県南那珂森林組合

副組合長 島田俊光

宮崎県南部地域は、農業、漁業が盛んな地域であり、林業は副次的なものとなっています。そうしたことから、当地域では、林業には不利な条件も多いのですが、逆に農林漁業が団結できる側面もあります。

例えば、平成五年に漁業関係者の協力により「漁民の森」を造成しました。当時、漁協が直接契約した植林事業は全国初だったこともあって、大きな話題となりました。

植林事業を始める前は、漁民との話し合いが大変だろうと考えていましたが、実際には森と海の関係について漁民が知っておられたのでスムーズに進めることができました。今回の「漁民の森」



では、二・七haの森林を経済林と環境林に区分し、八〇年の契約を結んでいます。経済林では、条件の良い林地を対象に杉を植栽し、一度四〇年後に伐採および再植した後、八〇年後には二度目の伐採を行い、再契約して再植することを条件としています。実際の植栽活動では、漁業関係者が、山の中で植林し、さらにメシを食べたことは初めてだと言いながら、谷間になびく大

漁旗を見て感動されていたことを未だに忘れることができます。また、漁協婦人部は、参加者一五〇人の味噌汁にとぎりめしの準備に朝早くから追われて、大変だったと思います。このように串間市漁協は、森の良き理解者であると感じております。そして、「漁民の森」のような異業種との連携による森林をいくつも造成することにより、厳しさを増す中山間地域に活性化を図りたいと思います。

一方、農業との協力も進めています。具体的には、二年前から「さんさん米」と名づけた稲作に取り組み始め、昨年よう

やく店頭販売できるようになりました。「健全な森林からの湧き水を利用した米はこんなにもおいしいですよ」と言

った食材づくりを進めています。これは、せっかく私共林業関係者が環境林を整備しても、水田や畑で農薬を使用して水を汚染していたら海の問題、さらに食材の安全性に問題が生じ、決して薦められる食材ではないと思うためです。こうしたことから、現在、汚水を海に流すことは如何なものかと

農協と協議中です。近い将来、「農協の森」造成に取り組んでもらうためにも、水の大切さを訴えたいのです。そして、さらに中山間地域の活性化を図るためには、地方の豊かさを都市部の方達に知っていただき、都市部の組合と連携し、「安心と安全」をつけて地方の特産物を直送販売する。そこで、森林の大切さと必要性をアピールするべきだと思います。

そして、今後、森林組合は、森林を守り育てると同時に、森林の大切さや必要性を少しでも市民に知っていただくために、様々なイベントに参加しPRを進め、また異業種間の交流を図りながら、森林の理解者を増やすことが大切であると思います。実際、環境林と経済林に区分した森林施業や循環型林業の必要性および環境林整備についてのもその大切さが理解されていないことが多いと思います。

山村に活性化を進めることは難しい状況ですが、交流人口を増やし、一時的に山村を訪れてその山村の豊かな空間を味わい、また都市部で働いて、そして再度山村に来るといった「交流社会」も良いのではないかと企画しているところです。地域全体が協同性を失わず、相互努力によって循環型社会を構築することで、安心して生活できる豊かな社会が出来るのではないのでしょうか。こうしたことから、私共はいろんな森を今後造成して行く予定です。

調査・研究ノート

林間放牧と中山間等地域対策

一 はじめに

わが国の森林面積は国土面積の三分の二を占めるが、エネルギー革命による薪炭材としての活用急減と輸入建材の急増によって林業経営は困難の度を強めると同時に、手入れが十分には行き届かない森林の荒廃化がすすんでいる。

一方、わが国畜産は穀物自給率二七%（九九年度）に象徴されるように飼料穀物の大半はアメリカを中心とする海外に依存している。国内に飼料基盤をもたない加工型の畜産経営構造が口蹄疫やBSE（牛海綿状脳症）発生の根本原因ともなっていると言ふことができる。

こうした中で地域資源を活用した放牧型の畜産が注目を浴びつつあるが、本稿では林業、中山間等地域と関係の深い林間放牧について取り上げ、その現状と課題等について簡単な整理を試みることにする。

二 林間放牧の内容等

林間放牧とは森林の下草を草資源として畜産に活用するもので、混牧林（経営）、林畜経営とも呼ばれる。混牧林は木材生産と家畜の放牧による生産とをあわせ行う森林をさし、そこでの行為が林間放牧あるいは林畜経営といわれる。

林間放牧は林業と畜産との複合経営であるが、林業にとつてのメリットとして、

- ・下草刈り労働が軽減できる。
- ・林業の収益性が低いため、人工林の多くは除間伐がすすんでいないが、除間伐経費を畜産と共有することにより、収益率を上げることができる。

等があげられる。また、畜産にとつても以下のようなメリットが存在する。

- ・粗飼料の自給率を上げることができる。
- ・野焼きに代わる牧野の管理方法の一つとして位置づけることができる。

さらに地域等に広げてみた場合には、

- ・奥山と里山との使い分けが可能である。
- ・景観保全、レクリエーション機能等多面的機能を持たせることができる。

このようにさまざまなメリットを有する林間放牧、混牧林の歴史は古く、一九六一年に馬産限定地制度が発足したのにもない、放牧・採草のための「畜産専用地」とあわせて、木材生産を兼ねた「混牧林」が登場することとなった。そして混牧林についての研究も逐次重ねられてきた。

その後大きく下って、六七から七八年の

一二年間にわたって林野庁によって全国一〇カ所の国有林を対象に混牧林実験事業が展開されたのであるが、

- ・放牧可能な期間は植栽直後約一〇年間であるのに、放牧対象地に拡大造林地をあてた。

・採草地をつくって、冬の粗飼料まで国有林野内で賄おうとした。

等から実験結果は決して芳しいものとはならなかった。

しかしながら前述のように多くのメリットがあり、林業、農畜産業以外にはさしたる産業もない中山間地域等条件不利地域にあつては、地道に林間放牧に取り組み動きが散見されるのである。

三 宮崎県諸塚村における林間放牧取組み実態等

(一) 取組み実態

諸塚村で林間放牧に取り組んでいる生産者は現状、二五戸で、約五〇haの森林を活用して三〇〜四〇頭の繁殖牛が林間放牧されている。

対象森林はクスギ、ヒノキ、スギが主で、四月中旬頃から放牧し、七、八月にいったん下山させ、再度一〇〜一月ごろにかけて約一ヶ月間放牧される。夏場に下山させるのは、木の生長が旺盛な時期に森林を守つてやることを意図したものである。

放牧による「舌刈り」で下草はきれいに刈り取られ、下草刈りにかかる労働の大幅

な軽減が可能になっている。ちなみに村役場の担当者の話ではha当りの下草刈り労賃として約一〇万円を要するのに対して、牛による「舌刈り」では二丁三万円程度のコストで済んでいるとのことであった。

放牧牛の管理のため適當下草を供与できよう電牧の設置が必要となるが、この設置費用については林業農家と畜産農家との話し合いによって、ケースバイケースで負担方法等が決められている。

放牧された牛は毛つやが良く、健康状態は良好である。ただし、カヤ等成長が旺盛で栄養価の高いものを食べた牛とそうでない牛とで栄養状態にバラツキがみられることから、下草の状況、時期等をよく観察しての放牧が求められることになる。

また、林間放牧の中でのクヌギ等の成長は早く、シイタケ原木としても良質であるとされている。

(二) 村の支援制度

ここ五年ほど村役場等が林間放牧を推進してきたが、林業者、畜産農家それぞれにそのメリット等についての理解は着実に広まっている。無家畜の林業農家に牛を導入したいというものは多い。このため村はレンタル牛制度を設け、林間放牧での活用をバックアップしているが、これまでのところ実績はわずかにとどまっている。

四、林間放牧の現代的意義

林間放牧は林業農家、畜産農家それぞれ

に相応のメリットがあるが、これにとどまらずマクロ的にも自給率の向上、家畜福祉への貢献、多面的機能の発揮、地域維持等に大きな役割を果たしていると考えられる。

すなわち飼料原料の自給率向上は単に食料安全保障、食料自給率の向上にとどまらず、目下世間の耳目を揺るがせているBSEをはじめ口蹄疫の発生防止のためにも大きな役割を果たしていくことが期待される。そして森林の下草という、豊富に存在しながらも殆ど活用されず、林業という範疇の中で労働力を無理やり調達して刈り取りしてきた下草を、牛の「舌刈り」により地域資源として有効活用する意義は大きい。

また、加工型畜産による家畜の健康状態が危惧されているが、森林という自然の中で、また傾斜のあるところを行き来することにより適当な運動量が与えられ、骨格がしつかりとし内臓が丈夫で健康な牛が確保されることは、安全性について不安を募らせている消費者に安心感を与え、また、近時注目されつつある家畜福祉に対するニーズにも十分答えうるものであるということもできる。

また、森林の適正な維持管理がはかられ、生態系が保全されること等によって土壌の流亡防止、景観、保健休養機能等多面的機能が発揮されることになる。

さらには過疎化がすすみ山村が荒廃する

中、イノシシやシカ、サル等野生動物による被害が増加する一方で、牛が森林の中で草を食んでいる姿はホッとさせる空間をも形成している。

五、今後の課題

林間放牧は林業、畜産双方にとつてさまざまなメリットを有しているとともに、地域対策としての役割発揮をも期待される。しかしながら林間放牧だけで生計を維持していくことは困難であることから、諸塚村ではレンタル牛制度を導入し支援している。基本的には中山間地域等直接支払制度の対象とすることが妥当と考えられるが、森林(下草)は直接支払いの対象である草地、採草放牧地とは見なされず、林間放牧はまさにタテ割り行政の世界から除外されているのである。林間放牧を全国に展開していくためには、これを中山間地等対策の対象としていくことが必要である。

また林間放牧は多面的機能を発揮する一方で、放牧密度とも関連するが、家畜糞尿による環境汚染を懸念するむきもあり、諸塚村の場合も溪流の汚染を心配する集落もみられるという。グリーンツーリズム等都市と農村との交流によって、農林業、農山村の実態について理解を獲得していくことが必要な中、これら環境問題への対応は今後ますます欠かせないものとなってくると考えられる。

(薦谷栄一)

調査・研究ノート

貨幣による農業の多面的機能評価の問題点

一、農業および森林の多面的機能に対する
日本学術会議の答申

昨年一月、「農業及び森林の多面的機能の評価」について日本学術会議より農林水産大臣に対して答申がなされた。その概要は以下のようなものである。農林業は国土・環境保全、安らぎ空間の提供、食料保障等の多面的機能を持ち、経済原理のみで食料の多くを輸入すればこうした多面的機能が失われることになる。したがって、こうした多面的機能を維持する必要があるから、「世界農林業・森林の適正な配置の構想と新たな貿易政策の確立が望まれる」。

またこの答申には、農林業の多面的機能のうち、貨幣的評価が比較的容易な「洪水防止」「水源涵養」などの貨幣評価額が試算され、前記主張の根拠として示されている。それによると、貨幣評価された農業の多面的機能のうち答申本体に盛り込まれたもの（「洪水防止」「水源涵養」「土壌浸食防止」「土砂崩壊防止」）の評価額は合計で五・八兆円と算出され、これに「保健休養・やすらぎ」機能等付属資料に盛り込まれたものまで加えたと八・二兆円になる。同様に貨幣評価された森林の多面的機能

二、学術会議の評価方法の問題点

能の評価額は全体で七〇・三兆円である。さて、本稿でまず問題としたいのは、この学術会議の答申によって示された試算結果が農業保護の必要性の根拠となりえるか、である（紙幅の都合上、本稿では農業に議論を限定する）。結論を先に述べると、筆者の考えは、「日本学術会議の答申でなされた試算には方法論上の問題があり、試算結果は農業保護の根拠となりえない」というものである。

それはなぜか。この答申では、農業の多面的機能の経済的な分析を行うために貨幣評価の算出方法として主に「代替法」および「直接法」を用いているが、筆者は、農業の多面的価値の便益評価は「機会費用」の概念を用いてなされるべきだと考えるからである。

両者の違いは何か。「代替法」による貨幣評価では、たとえば「農業の洪水防止機能」を貨幣評価する場合、大雨時における水田および畑の貯水機能を治水ダムで代替するとし、その建設等にかかる金額をもとにして算出する。また「直接法」では、たとえば「水田の気候緩和機能」は、「水田による夏の気温低下能力を、冷房電気料

金により評価する」。

こうした算出方法は一見合理的であるように見えるが、実はそこには基本的な問題がある。何よりも、こうした計算法の根底には、農業が行われなくなり耕作放棄地になると、水田や畑であった空間は洪水防止や気候緩和などの多面的機能を一切失うという暗黙の前提がある。

学術会議答申が行った試算の根底にあるこうした前提とまったく異なり、私達が普段中山間地域でみる耕作放棄地は、草原から灌木林へ、そして森林へと自然に遷移していく空間である。こうした空間は、一部を除き、「洪水防止」「水源涵養」「土壌浸食防止」「土砂崩壊防止」「生物生態系保全」機能など農業が持っていた多面的機能を多少かれ少なかれ明らかに備えている。

一方、「機会費用」の概念を用いた評価は、こうした耕作が放棄された農地が持つ多面的機能と水田や畑のそれとを比較し、その「差」をもって「農業が持つ多面的機能の真の価値」とするものである。ある空間を農業的に利用することによって得られる多面的価値が、耕作放棄地あるいは森林等のそれより大きければ、その「差」の分だけ農業の多面的機能には価値があることになり、逆に小さければ農業がもつ多面的機能の価値はマイナスになる。これが一般的に経済分析で行われる機会費用の概念を用いた便益の評価方法である。

国土・環境保全機能評価

	自然林	人工林	自然草地	牧草地	水田	普通畑	樹園地	水域	施設	市街地
洪水防止	3.9	3.8	2.9	2.5	3.1	2.3	2.2	3.0	0.3	0.0
水源涵養	4.0	3.8	2.7	2.5	3.0	2.1	2.2	3.7	0.3	0.2
土砂崩壊防止	3.8	3.6	3.1	2.9	3.3	2.2	2.9	0.0	2.0	2.1
表面浸食防止	3.9	3.5	3.4	3.1	3.5	2.1	2.7	0.0	2.0	2.0
汚染物浄化	3.4	3.3	2.9	3.0	3.2	3.2	2.5	1.6	1.7	0.3
生物相の保護	4.0	3.1	2.7	2.0	2.0	1.8	2.0	3.6	0.2	0.0

資料 農水省農林水産技術会議事務局「農林漁業における環境保全的技術に関する総合研究」1980年。

注 相対評価で、最低が0、最高が4。

三、農業的利用と農業放棄とどちらが農地の国土・環境保全機能は高いか？
さて次の問題は、試算方法としては適切とはいえない代替法や直接法ではなく、より適切だと思われる「機会費用分析」を行った場合、農業の国土・環境保全的機能はどのように評価されるのだろうか、ということである。厳密な方法論に基づいた評価は筆者の手に余る課題なので、ここではごく大まかな議論をするにとどめたい。

農業の国土・環境保全的機能を評価するために基準データとして利用したいのは、農地や森林などが持つ国土・環境保全機能を分析・評価した農水省の研究成果である(表)。紙幅の都合上、ここに掲げた表では多くを省略しているが、この研究は、農林漁業生態系を自然林、人工林、自然草地、

牧草地、水田、普通畑、樹園地、水域、施設(ハウス等)などの一〇の生態系について、各種の国土・環境保全機能を〇から四の間で相対評価したものである。〇が最も機能が小さく、四が最も大きい。表からも明らかなように、ほとんどの国土・環境保全機能においてもっとも高いのは自然林で、以下一般に人工林、水域、水田、自然草地、牧草地、樹園地、普通畑、施設と続く。これによれば、農業生態系としては最も国土・環境保全機能が高い水田でも林地より低く、普通畑、特に施設の国土環境保全機能はきわめて低いレベルにある。

つまり、農業経営、特に畑作や施設園芸を放棄して農地を自然草地や自然林そして沼沢地に戻したほうが、その空間が持つ国土・環境保全機能は高まることになる。農地不足から急傾斜地でも農業を営んできた中国では、環境保全のために急傾斜地の畑地を森林に戻す政策(退耕還林)を最近はじめたが、これは本稿の指摘と一致する。

四、農業は日本になくてもいいか？

以上見てきたように、農地が持つ国土・環境保全的機能を農業保護の根拠とする論理には問題が大きい。では、国際競争力も国土・環境保全機能も持たない農業は日本には必要ないか。これに対する筆者の考えは以下のようなものである。一定程度の農業は今の日本には必要である。そのためには耕作放棄地が拡大する中山間地域に

おいてもそれを防ぐための政策が必要である。ただし農業が持つ環境破壊的な側面に十分に留意し、国土・環境保全上必要なら一部の農地は森林や沼沢地に戻す必要がある。

筆者が農業保護を主張する消極的な理由は、学術会議で貨幣評価の対象となった国土・環境保全機能の諸項目は農業が持つ多様な機能のごく一部でしかなく、そこで農業の価値評価がマイナスであろうとも日本農業の価値を全否定することには必ずしもならない、というものである。農業保護の積極的な理由の詳細は別稿を読んで頂きたい(拙稿「グローバル経済と日本農業」『農林金融』二〇〇一年三月号)、食料の安定供給や農村社会・文化の維持、農村景観、雇用の創出、高齢者の生き甲斐の提供など、貨幣評価が不可能、あるいは非常に困難な多面的機能が農業には数多くある。実は、それらこそ重要なのである。

農業を安易に自由貿易にゆだねるべきではないとする日本学術会議の結論には筆者も同意する。が、より本質的な観点からそれを議論していかなければならないというのが筆者の主張である。今の日本に本当に農業は必要なのか、どの程度必要なのか、その理由は何か、どのような形の農業が望ましいのか、といった困難な問題に真正面から取り組み、早急に答えを出していかなければならない時なのである。(須田敏彦)

現地ルポルタージュ

生活提案型の産直住宅を目指して

―宮崎県諸塚村の取り組み―

宮崎県諸塚村は、人口二、四五五人、日向灘に注ぐ耳川の上流に位置する奥地山村である。当村は、戦後すぐに集落自治の拠点として公民館整備を始め、針葉樹と広葉樹が混在するモザイク状の森林造成、林地の村外所有を防ぐ、林地村外移動防止対策要綱」の策定、さらに全国屈指の路網整備、森林組合による素材流通体制づくり等、他に類を見ないほど積極的な基盤整備を地域ぐるみで進めてきた。そして、一九八〇年代後半頃には、これまでの取り組みを基に、林家の自営生産を柱とした木材生産が拡大し、「林業立村」として全国的に注目された。しかし、九〇年前半になると、努力と工夫ではどうにもならないほど林業の採算性が悪化し始め、これまで増加傾向にあった生産量は頭打ちとなり、新たな対策が必要となっていた。こうした中で、諸塚村は九〇年代末以降、木材の新たな販売策として都市との交流・連携を活かした産直住宅への取り組みを進めている。

一 地域概況

諸塚村の面積は一八、七五九ha、そのうち森林が九五%を占め、田畑はわずか%にとどまる。村の主な産業は、椎茸を含む

林業で、就業人口の二四%（三二五人）が従事し、村内純生産額の六分の一にあたる一億円を稼ぐ等、林業は村の重要な産業となっている。

二 産直住宅への取り組み経緯

諸塚村では、九〇年代に入ると、下げ止まらない農林産物価格への危機感から、農林業のあり方を考える会合がいくつか開催され、品質向上や付加価値生産の必要性が認識された。こうした提案を受け、木材の新しい販売策として産直住宅を推し進めたのが、役場職員であるY氏（Uターン者、建築家）を中心に結成された「産直住宅プロジェクトチーム」である。同チームは、村外のコンサルタント等を巻き込みながら、役場、森組、ウッドピア諸塚（農林作業のための第三セクター）の共同事業として産直住宅に関する検討を九六年に開始した。具体的には、戦後造林木が主体の諸塚村で住宅事業を行うには何をコンセプトに、どのような仕組みが必要となるのかについて、各地の取り組みを参考に議論が行われた。その中で、諸塚村らしい産直住宅を展開するためには村づくりそのものが重要であるとの認識が広がり、役場や森組の

若手職員による「エコビレッジ諸塚プロジェクト」（以下「エコビレッジ諸塚」）が新たに結成され、村の人々が自信をもって暮らせる地域づくりが話し合われた。

そして、「産直住宅プロジェクト」では、「エコビレッジ諸塚」をベースに、「単なる素材の直売にとどまらない、人にも地球にも優しい生活提案型の交流運動」として産直住宅を位置付けたのである。まず、九七年には、一緒に産直住宅を進める消費地の拠点として、熊本市の建築家等呼びかけて「環境保全と自然住宅の会」を結成した。そして、住まいや環境を考える「森林と住まいのセミナー」を都市部で開催し、都市の人を村に呼び込む「木材産地ツアー」を始めた。また、熊本での二棟を皮切りに、住宅建築が始まった。

三 産直住宅の特徴

これまで試行錯誤を繰り返して、供給体制を整えながら、以下のような諸塚村らしさを備えた産直住宅事業が展開されている。

(一) 「地域」にこだわった家づくり

諸塚村では、地域で育った木はその風土に適している、木材の輸送になるべく無駄なエネルギーを使いたくない、産地と消費地が顔に見える関係を築くことを基本に、九州地域に限定した産直住宅を進めている。

(二) 都市と山村が一緒に作る家づくり
生産者が市場価格に振り回されない木材販売策を確立するためには都市との交流・

連携が欠かせないと考え、村と一緒に家づくりを進める消費地のパートナーとして建築家等の家づくり職人とのネットワークづくりを進めている。実際、前記した「環境保全と自然住宅の会」(現在「熊本家づくりの会」)のほか、二〇〇〇年には、宮崎市の建築家による「宮崎家づくり塾」や鹿児島市の設計事務所が中心となった「環境と自然住宅の会」等の各地で、家づくりグループが結成され、さらに福岡市の設計事務所との交流も進めている。こうしたネットワークは、消費地と離れた諸塚村が施主をつかむ上で重要であることはもちろん、実際に家を建築するのはその地域に精通した職人に任せるべきであり、現場が使いやすい質の高い木材を供給するのが村の役割と考える諸塚方式では重要な鍵となっている。

(三) 自然素材を活かした家づくり

できるだけ身近にある自然なもので生活することを山村から都市へ発信するため、諸塚村の家づくりでは「葉枯らし材」の使用を進めている。「葉枯らし」とは、伐採した際に山で一定期間枝葉をつけたまま放置することにより、水分の蒸発散を促す伝統的な乾燥方法である。この生産方法だと重量が軽くなるため搬出しやすく、材については色艶がよく、伐り旬を守ることで虫がつきにくいことは昔から言われていた。しかし、近年では機械集材の普及や伐採後すぐに販売できないこと等の理由により生

産量は少なく、市場でもあまり評価されていなかった。そこで、産直住宅では自然の摂理にあった木材生産で、且つ木材の乾燥エネルギーの節約につながるとして、葉枯らし材を積極的に使っている。そして、葉枯らし材を一定量確保し、また林家に産直住宅事業のメリットを直接還元するため、二〇〇〇年からは森組と役場の協力により、葉枯らし材の買取価格に千円/㎡の上乗せを行う等生産支援を進めている。

四、産直住宅の現状と課題

諸塚村の産直住宅は、九七年に二棟、九八年七棟、九九年一〇棟、二〇〇〇年一四棟、二〇〇一年一二棟予定を含むと建築棟数を伸ばしてきた。また、消費地と産地が顔の見える関係を築き、市場では不安定で時には買い叩かれる木材を一定水準で安定的に買い取る仕組みができたことにより、高品質の木材を供給するインセンティブが林家に働き、木材の品質が向上し始めている。

しかし、課題も多い。例えば、山から運ばれてくる木材の質および量にはばらつきが大きく、一定水準以上の質の木材を一定量安定的に確保することは難しい。特に、問題となっているのは、「近代化」された製材工場や熟練大工が少なくなつた建築現場では、直材などの扱いやすい材のみが好まれ、本来問題とはならない木材の「くせ」が「欠点」と見なされ撥ねられることである。そのため、試算によると生産された葉

枯らし材の約半分は使用されなかった(二〇〇〇年)。さらに、林家にとつては、前記のように葉枯らし材の買取りには上乗せがあるものの、今のところ葉枯らし材を生産する林家は一部に限られ、また一般的に木材価格が大きく下落しているため、上乗せ価格が相殺される状況にある。

五、おわりに

今回、諸塚村の取り組みを伺い、これまでの林業不況下でも努力と工夫で原木産地として踏みとどまってきた地域の力量を強く感じた。しかし、現時点では産直住宅における木材の供給体制が確立しているとは言いがたく、また、産直住宅事業を取り巻く環境は決して楽観できるものではない。さらに、地元への経済的な還元をどのように実現させていくについても課題は多い。しかし、これらの課題は諸塚村だけの努力では解決が難しいことも多く、山村同士の横のネットワークをつくりながら大きな「声」として都市に投げかけ、暮らしを問い直す確かな流れに結び付けていく必要があるだろう。そうした意味から、諸塚村の取り組みは、国産材の問題は暮らしを見直すという大きな課題に波紋を投げかけなくては、解決につながらないことを示唆しているといえるだろう。(栗栖祐子)

* 本報告は、文部科学省科学研究費基盤研究B、山村地域の里山管理・利用における新たな主体形成(代表者：井上真)により実施した調査に基づく。

ぶくろい

依光良三氏は、高知大学農学部教授でありながら写真の腕前も玄人はだしである。今回の編著作『流域の環境保護』では、氏の専門である森林環境政策の研究と調査地の迫力ある写真が見事に融合されている。それゆえ本書に目を通すと、内容の面白さだけでなく、そこで語られる風景や人物そして事件をとらえた多くの写真が我々を知的に刺激する。フィリピン・セブ島で再生されつつある水源林、中国・黄河上流における土壌浸食の惨状、四万十川の心とらぐ清流等、ここでお見せできないのが残念である。

さて、本書の主題は、森林を基点にその下流域である川や海を射程に入れ、環境を守るために立ち上がった人々の行動を通して未来への可能性を探ることにある。一章は総論で、流域という単位的重要性を確認した上で、各地の動きを総括的に記述している。二章以降は各論としての事例分析である。まず二章では、高知県・四万十川流域が取り上げられ、家地川ダム撤去運動、FSC森林認証に挑戦した梶原町、川を生かした地域振興に取り組む十和村と西土佐

村等が取り上げられている。三章では愛知県・矢作川流域の住民と行政の協力による流域管理体制、上下流の連携による水源林造成、静岡県・興津川での都市住民と林業者が一体となった森林管理の試みなどが分析されている。最後に四章では、中国における近年の大規模な緑化プロジェクトが、黄河や長江の事例をもとに検証されている。

「川は森の状況を映し出す鏡なのである」という言葉が、本書の重要なメッセージの一つである。森林の専門家である依光氏が、

『流域の環境保護―森・川・海と人びと―』

依光良三編著（日本経済評論社）

環境保護の為に川や海にまで視野を広げるのはそれゆえだ。さらに「地域資源や共有的環境資源は広範な人々が守り育てるものだ」という主張がこれに続く。本書の副題が「森・川・海と人びと」であり、各地の事例においても様々な人々の環境を守る取り組みが注目されているゆえんである。そうした多くの事例を分析した結果、グローバル化が進展する中で環境保護運動が対立的な「運動」から協動的な「参加」へとシフトしていることが明らかにされる。簡潔にまとめるとたったこれだけのことである

が、長年かけて各地を歩いて獲得したこの事実は、編著者らの研究成果の凝縮である。矢作川方式と呼ばれる環境保護システムはその代表例である。民間団体と行政とのパートナーシップの下で、徹底したアセスメントと住民参加による意志決定を特徴とするこの方式は、資本対農漁民という長年の対立を超えた流域共同体としての社会のあり方を提示している。こうしたモデルを通して、上流から下流までの流域という繋がりを持った人々が共に努力する中でこそ良好な環境が守られることが語られる。

本書は依光氏と彼の教えを受けた若手研究者達による共著である。一次産業が地盤沈下し農山村が疲弊する中で、しかし、この研究者達の森林と環境保護に向ける眼差しには曇りがたない。

それは、アジアや日本の各地で調査し、十分な分析と議論のうえで本書が編まれているからである。編著者依光氏の努力によるところ大である。しかし、良き師と良き仲間に関わった研究環境であればこそ、若い研究者達の共同作業によって、まとまりのある研究書を世に送り出すことができたのではないだろうか。そんなうらやましさを感じさせる好著である。

（二〇〇一年九月、二四五頁、二、〇〇〇円）
（京都大学農学研究科 助手 大田伊久雄）

あぜみち

森林の価値を考えると建築材料としての木材がすぐに思い当たります。しかし、現在は、建築材料も経済がグローバル化している中で安い外国製品との競争で勝ち残らなければ換金できません。日本向けの外国製品が東京の専用港に山積みされ、次々と運ばれて行きます。これと勝負をしなければなりません。

いままでの政策は森林の価値を木材生産中心に力を注ぎ、資源循環型の産業とってきました。が、現在、その曲がり角にきています。採算の取れない木材価格のため荒れてくる人工林が増えていきます。

そんな時代に沖縄の山をどうしたらいいのか考えました。木材がパルプチップとして売っていた時代、ダム建設で安い原料がたくさん入ってきた時代から現在は県産の木材製品が売れなくなった時代です。

資源循環型の循環を沖縄の中で考えた方がよいのか、また、日本全体で考えた方がよいのか、アジア地域全体で考えた方がよいのかどれがよいのか。一般消費者はより低価格で品質の良いものを好むと思いますから、大きな規模で循環を考えてもいいのではないかと思います。そうなるかわざわざ沖縄で人工林を造成する必要があるのか、と言う疑問が起こります。

沖縄の森の特徴はなんでしょう。とくにやんばるではこの森にしかないめずらしい動植物がたくさんいることです。これがやんばるの森の特徴です。この特徴を換金する方法はないか、森林・林業の方から取り組んでみてもおもしろいのではないでしょう。既存の林道を使い、ガイドをし収入を得る。なにか物語語のようにみえるかもしれません。が現実になりつつあります。修学旅行の自然体験のガイド、県内の中学生の野外活動のガイドが増えてきました。森林組合で自然学校を運営してみてもいいかでしょうか。大胆な発想転換が今必要ではないかと思っています。

(沖縄県名護市 上野和昌 林業)

E-mail : shizen-k@yanbaru.ne.jp

統計の眼

今後重点的に取り組みをしてほしい事業
出現率20%以上のもの(3つに。)

事業部門	事業内容	出現率
信用事業 (選択肢 14)	住宅関連の融資	33.1
	教育資金融資	30.6
	マイカー資金融資	25.8
	小口の生活資金の融資	24.2
購買事業 (同10)	電話注文による配達サービス	41.9
	家庭菜園用少量商品の取扱	41.1
	スタンド・LPG部門の取扱	23.4
	催事部門(葬祭・法要)の取扱	21.8
	食材宅配部門の取扱	20.2
営農・販売 事業 (同12)	農産物直売所の取組み	41.9
	家庭菜園に対する指導	24.2
	少量生産物の販売	21.0
	学校給食への取組み	20.2
生活・文 化・福祉 事業 (同14)	介護事業・高齢者支援活動	32.3
	人間ドック	29.0
	健康管理活動(一般検診・健康体操等)	25.0
	自給野菜料理教室	22.6
	国内・国外企画旅行・旅券の取扱	22.6
	健康講話	21.8
	准組合員のつどい	21.0

准組合員はなにを求めているか

「農」と「共生」の世紀づくりに向けて具体的な取り組みを進める場合の手がかりの一つは、正組合員に次いでJAに近い存在である准組合員の支持と共感を獲得することであろう。とりわけ、准組合員が正組合員を大きく上回る都市部においては緊急の課題となっている。そこで、ある県庁所在地の合併JAでは先日准組合員を対象にアンケート調査を実施した(任意抽出)。詳細については現在分析中であるが、その一端を紹介したい。このアンケートの特徴は、准組合員のJAに対するニーズの全体像を把握しようとしたことである。とはいえ、「よく利用する事業」は、主として信用・共済

事業で、いわば准組合員の加入動機と関わるものが多かった。しかし、「今後重点的に取り組みをしてほしい事業」になると違ってくる。表に示したのは各事業別に選択肢を設け(三つ選択)、出現率が二〇%以上になったものであるが(共済事業は選択肢が少なかったため省いた)、ここからは信用事業だけでなく各事業分野へのニーズが強いこと、それらは日常生活に密着した事業であること等が分かる。ちなみに、二〇%以上の出現率は生活・文化・福祉事業がもっとも多い。この結果は、准組合員のニーズを知ることがかりに過ぎないが、JAが地域住民の支持を得るには、これまでの事業のあり方や准組合員対応の見直しの必要性を示唆するものと言えよう。(根岸)